

# 科目別



# 択一マスター

社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)



基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画&音声で解説！

第8回／全8回

## 一般常識

〔問 1〕 国民健康保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、条例で定めるところにより、保険料を滞納している世帯主が、当該市町村が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合の保険給付として、特別療養費の支給を行うものとされる。ただし、特別の理由があるときは、その支給を行わないことができる。
- B 特別療養費の支給は、保険料の納期限から6か月間が経過するまでの間に、保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合に行うものでなければならない。
- C 保険料を滞納している世帯主に対し特別療養費の支給を行うこととしている場合でも、当該世帯に属する10歳の被保険者に係る療養に要した費用については、特別療養費の支給対象とはならない。
- D 保険料を滞納している世帯主に対し特別療養費の支給を行うこととしている場合でも、当該世帯に属する被保険者（特定長期入院被保険者を除く。）が入院たる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用については、入院時食事療養費の支給対象となる。
- E 市町村は、保険給付を受けることができる世帯主が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年6か月間が経過するまでの間に、当該市町村が保険料納付の勧奨等を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、保険給付を行わないこととすることができる。

(1) 保険給付の種類 (法36条ほか)

**📌ここをチェック!**

**【法定必須給付】**

全ての市町村及び国民健康保険組合 (以下「組合」という) が必ず実施しなければならない給付をいう。

療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費、**特別療養費**

**【法定任意給付】**

条例又は規約の定めるところにより、原則として実施しなければならないが、**特別の理由**があるときは、その全部又は一部を行わないことができる給付をいう。

出産育児一時金、葬祭費、葬祭の給付

**【任意給付】**

条例又は規約の定めるところにより、実施することができる給付をいう。

傷病手当金、その他の保険給付

(2) 特別療養費 (法54条の3)

**条文**

1) **市町村及び組合**は、保険料を滞納している世帯主 (当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る) 又は組合員 (「**保険料滞納世帯主等**」という<sup>\*1</sup>) が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間<sup>\*2</sup>に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める**保険料の納付に資する取組** (次項並びに第63条の2第1項及び第2項において「**保険料納付の勧奨等**」という) を行ってもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者<sup>\*3</sup>が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等<sup>\*4</sup>の支給 (次項において「**療養の給付等**」という) に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、**特別療養費を支給する。**

2) 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、**療養の給付等に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。**ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。